旧三菱ノ出勤者ノ甘[?]ナル八全部ニ出勤ヲ促シタルニ非ズ會社ノ指名セル

七月二十六日 ヱノトミノ出勤者ニシテ其ノ出勤申込者ニノミ出勤スベキヲ通信シタル時ハ

◎今 會社ニ於テモ解雇職工ニ對シ解雇手當ヲ全然支給セザル時ハ他職工ヲ

益々悪化セシムル虞アリトナシ幹部ニ於テ協議ヲ為シタル結果慰藉金

ト云フガ如キ名目ニテ各解雇職工ニ[illegible]表記ニ所ニ二十五日附ヲ以テ郵送

シタリ之ニ對シ職工側ハ金ハ解雇手當トハ異ナル故會社ノ誠意アル慰藉

ト見做シ[illegible]手當ト別ニ請求スル意向アルガ如シ

◎三菱[illegible]隊モ川崎同様[illegible]勤ヲ手始シツヽアリ

今社ニ於テハ近ク幹部ノ解雇ヲ斷行スル意嚮アルガ如シ

元解雇職工ハ日々悪化シ来レル形勢アリ殊ニ過激派[illegible]ヲ[illegible]

者ノ右様ニテ表面穏健ナルガ如キモ潜ンデ策動スルキニ非ズ寧ロ今

後ガ危険ナルガ如シ此ノ際ニ當リテ軍隊ノ引揚ハ考物ノ感ナキ能ハズ

△二十六日午前十時頃[illegible]三菱ハ神戸地方裁判所ノ召喚ヲ受ケ橋田

検事ノ取調ベヲ受ケタリ、右ハ労務者中ノ[illegible]記ヲ言スル件ナリ

△廿五日午後十時五十分ノ[illegible]ニテ軍隊ノ手数ヲ引揚ケナス為二十七日

午前八時[illegible]名引揚ゲタリ

△二十六日神戸立憲興民會ヨリ左ノ如キ書面ヲ川崎、三菱両社及争

議團ヘ発送シタリ

川崎三菱兩社へ

勞働爭議愈々紛糾して未だ解決の曙光を認めざるは吾人の最も[illegible]した

[illegible]遺憾とする所なり貴社が依然として强硬の態度を以て從來の態容を繰返へし毫も展開の途を講ぜらるゝことなくんば益々勞働者の感情を激發し遂に如何なる事態を惹起するやも測るべからず若し現狀の儘推移して勞働者を疲弊困憊に陷らしめんか禍根を將來に胎すものにして吾人は斷じて期に此問題に善處する所以の途にあらずと信ず勞働者の要求は數項に分かるゝも其主要なるものは勞働制度の私的建設に存するが如し蓋し勞資兩者の關係を適當に保護す勞働問題を解決せざるべからざることは內外の趨勢にして[illegible]と議論の餘地を存せず故に此際貴社が雅量を以て勞働者の要求する右の原則を認容せられんか此重大なる爭議は直ちに解決することを得べきが故に吾人は先づ貴社に此態度を要望せざるを得ず、然れども個人相互の間に於ける要求は勞働法制の未だ備はらざる今日に於て之を强要するに由なきは法理的觀察に於て寔に已むを得ざる所なれば貴社が勞働組織の內容に關し勞資の間に於ける私的協調に依りて之を解決すること到底至難なりとし其要求を容るゝことを拒否せらるゝに於ては吾人は貴社が勞働制度を建設せんとする勞働者の根本主張に共鳴し其の勞働法の促進に努力すべしとの誠意を表明せられんことを勸告せんとするものなり貴社にして此勸告を應諾せられんか[illegible]勞働者は其誠意を諒とし或は[illegible]の新[illegible]に於て[illegible]すべしと[illegible]こと[illegible]爭議[illegible]更に[illegible]至る所[illegible]三菱[illegible]と共に多大なる[illegible]ある悲慘なる現狀と此[illegible]

[illegible]を[illegible]損害の甚大なるとを思ふ時吾人の良心は最早沈默を守ることを許さず爰に赤誠を披瀝して貴社の反省を切望し敬意を表す

大正十年七月廿六日 神戸立憲興民會

勞働爭議團へ

勞働爭議愈々紛糾して今尚解決の曙光を認めざるは吾人の最も遺憾とする所である

勞働者の幸福を増進し其の地位を向上せしめ勞資の關係を根本的に解決[illegible][illegible]

[illegible]

るのであるが資本主は絕對に諸君の要求に應ぜず第三者の調停も亦之れを拒絕し目下の狀態は全く行詰つたのである(中略)此協合立憲治下の國民として諸君の執るべき合法的手段は究竟するに立法の作用によりて其目的を達するの策に出づるの外なしと信ずる嚴正なる批判に於て諸君は今回の爭議に於ける勝利者たることを失はない[illegible]

[illegible]

大正十年[illegible] 神戸立憲興民會